

## スルガATM宝くじサービス規定

### 1. サービス内容

(1) 「スルガATM宝くじサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。

①当社の現金自動預入引出機(以下「ATM」といいます)の操作による、当社の当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます)の購入

②①により購入した宝くじの当社による保護預り

③①により購入した宝くじの当社による当せんの有無の調査、及び当せん金の支払

### 2. 利用対象者

(1) 本サービスを利用できるのは、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)、貯蓄預金その他当社所定の預金のキャッシュカード(代理人カードを含みます)を保有する個人の方とします。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社からの振込による入金を行うことができない預金口座のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。

(3) 当社以外の金融機関のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。

(4) 20歳未満の方による本サービスの利用はご遠慮ください。

### 3. 宝くじの購入

(1) 宝くじの購入は、当社所定のATMにおいて、当社所定の日時に行うことができます。当社本支店の店頭で購入することはできません。

(2) 宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による払戻しを含みます)の方法で当社に支払います。現金による購入はできません。

(3) ATMの画面に従って、宝くじの種類、タイプ、ナンバー、口数、回数その他所定の事項を正確に入力してください。なお、入力することのできる口数、回数、及び1回あたりの購入額等には所定の上限があります。

(4) 当社が購入内容を確認したうえで購入代金相当額をキャッシュカードに係る預金口座(以下単に「預金口座」といいます)から(2)の方法により払い戻し、ご利用明細を発行したときに本サービスによる取引が成立します。このとき預金口座の名義人を宝くじの購入者とさせていただきます。

(5) ご利用明細には購入内容が記載されますので、大切に保管してください。

### 4. 宝くじの保護預り

(1) 本サービスにより購入された宝くじは、すべて当社が保護預りし、宝くじの交

付・返還はいたしません（ご利用明細は購入内容の控であり、宝くじではありません）。

(2) 宝くじの保護預り期間は、当せんの有無にかかわらず、6.(1)により当せん金を支払うべき時点までとし、その後当社において処分させていただきます。

#### 5. 当せんの調査

◎当社が保護預りする宝くじに係る各抽せん日において当せんの有無を調査します。

(1) 5.による調査に基づき、当せんした宝くじの当せん金を、原則として抽せん日の2銀行営業日後までに預金口座に振り込む方法で支払います。振込日の指定はできません。また、当せん金を現金で受け取ることはできません。

(2) 1口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、本項(1)による支払とともに、当社から購入者あてに別途通知を行います。

(3) 当せん金の支払が本項(1)に定める期間内に行われない場合には、速やかに預金口座の取引店にご照会ください。

(4) 当せん金の預金口座への振込が不能であった場合は、当社において当せん金をお預りします。この場合、お預りした当せん金への利息はつきません。お預りした当せん金は購入者からの当社所定の方法による申出により支払います。

#### 6. 他の業者への再委託

◎当社は、本サービスにおける宝くじの保護預り、及び当せんの調査を他の業者に再委託し、購入内容、購入者の氏名、住所・電話番号、預金口座番号等を当該業者に開示します。この場合、当社は、当該業者に対して適切な内容の機密保持義務を負います。また、当該業者は本サービスのためにさらに他の業者に上記義務を委託し、これに伴い上記情報を開示することがありますが、当社は上記情報の機密が守られるよう、十分な措置を講じます。

#### 7. 受託金融機関への情報開示

◎当社は、宝くじに係る事務を地方自治体から受託している金融機関（受託金融機関）に対し、当せん者の氏名・住所・電話番号、当せん内容、預金口座番号等を開示します。この情報は、宝くじに関係のない目的で使用されることはありません。

#### 8. 取引の解消、訂正

◎本サービスにより成立した取引を取消・訂正することはできません。

#### 9. 通知・連絡

(1) 本サービスに関する購入者への通知・連絡は、預金口座について届け出られた氏名・住所・電話番号等に基づいて行います。購入者の届出事項に変更があった場合は、直ちに当社所定の方法により当社へ届け出てください。

(2) 本項(1)により届け出られた氏名・住所にあてて当社が通知、連絡、その他書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に送達したものとみなします。

(3) 本項(1)により届け出られた電話番号の不通、預金口座の解約等の理由により通知・連絡を行うことができなかったとしても、これによって生じた損害について当社は一切責任を負いません。

#### 10. 免責事項

◎次の各号の事由により、宝くじの購入不能・当せん金の入金遅延等が発生しても、これによって生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

(1) 災害・事変・通信障害・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由が生じた場合

(2) 当社、当社がシステム運営を委託する会社、その他関係者が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線、コンピューター機器等に障害が生じた場合

#### 11. 譲渡・質入

◎本サービスに基づく購入者の権利を譲渡・質入することはできません。

#### 12. 他の規定の準用

◎本規定に定めのない事項については、関係する預金規定及びキャッシュカード規定により取り扱います。また、宝くじの内容その他は、宝くじ発行者、受託金融機関の定めによります。

#### 13. 規定の変更

◎法令の変更、監督官庁の指示、金融要請の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されま

以上

(2022年4月1日)